

新事業展開のための設備投資支援事業 募集を開始します！

～中小企業の新事業展開に必要な最新機械設備の導入を支援します～

東京都及び（公財）東京都中小企業振興公社は、「新事業展開のための設備投資支援事業」を実施いたします。この事業は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、度重なる緊急事態宣言や外出自粛等により、都内中小企業が置かれている厳しい状況を踏まえ、直面する経営課題の解決を目指す新たな事業展開に必要な最新機械設備等を購入するための経費の一部を助成します。これにより、中小企業の稼ぐ力を向上させ、都内産業を活性化することを目的とします。

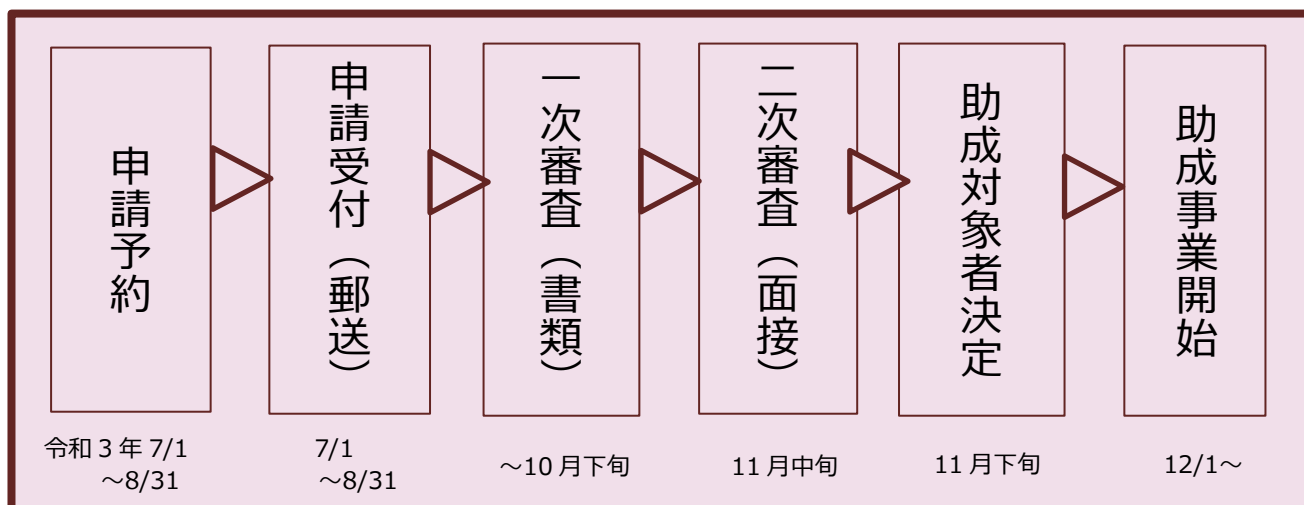
このたび、募集を開始しますのでお知らせいたします。

【新事業展開のための設備投資支援事業の概要】

助成対象者	以下のいずれも満たす都内中小企業者等 1 令和3年4月1日現在で、東京都内に登記簿上の本店又は支店があり（個人にあっては都内で開業届出をして事業を営んでいる者）、2年以上事業を継続していること 2 一時支援金（国）、月次支援金（国）又は月次支援給付金（都）のいずれかを受給したこと
助成対象事業	経営課題の打破を目指し、新事業展開を図る際に必要となる最新機械設備の購入
助成限度額 助成率	1 助成限度額：3千万円（助成下限額：100万円） 2 助成率：4/5以内
助成対象期間	交付決定日の翌月1日から1年6ヶ月間（令和3年12月1日～最長令和5年5月31日）
助成対象経費	製品の製造や役務の提供のために必要な最新機械装置・器具備品の購入経費
設備設置場所	東京都内及び神奈川県、埼玉県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県、山梨県 （※都外設置の場合は、都内に本店があること）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、申請者説明会は実施致しません。

募集要項、詳細資料等は公社ホームページ (<https://www.tokyo-kosha.or.jp>) をご覧ください。



【問い合わせ先】

（制度全般に関すること）

産業労働局商工部創業支援課

電話 03-5320-4694

（申請に関すること）

（公財）東京都中小企業振興公社設備支援課

電話 03-3251-7884